

新	旧
<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>法第10条第4項</u> (法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。) に規定する条例で定める軽微な不備は、申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>5 <u>法第10条第4項</u>の規定による補正を行おうとする者は、規則で定めるところにより、補正書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>法第10条第3項</u> (法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。) に規定する条例で定める軽微な不備は、申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>5 <u>法第10条第3項</u>の規定による補正を行おうとする者は、規則で定めるところにより、補正書を市長に提出しなければならない。</p>